

令和8年度ウェルビーイング・SDGs推進ファンド 実施要領

このファンドは、区と民間企業等から募る資金を活用し、地域課題・行政課題の解決を図る民間事業者や地域団体、大学、研究機関等が行う新たな技術やサービスを用いた事業に対して助成を行うことで、多様な区民ニーズに対応し、区民のウェルビーイング向上を目指すものです。

1. 募集期間

令和8年6月1日(月)から6月30日(火)午後5時まで

2. 申請書類

	提出書類	提出要件
1	助成金交付申請書(様式1) (事業実施計画書、収支予算書含む)	
2	見積書	対象経費を計上する場合に算出根拠となる資料を添付。無ければそれに準ずる書類を添付。 ※1回の支払いが10万円以上の経費は、複数者見積もり必須。他社での調達が難しい等、複数者見積もりが取れない場合は理由書を提出。
3	定款、会則、設立趣意書等	
4	役員(会員)名簿	企業・団体等における役職・役割を明記。
5	大学、研究機関、民間事業者等の活動実績が分かる資料(チラシ・パンフレット等)	
6	経営分析資料	別紙提出書類
7	前年度の実施完了報告(様式2)	継続して同一事業の申請をする場合に添付

- すべてPDFデータでご提出ください。データ提出により難しいものは郵送等でご提出ください。
- 様式に指定がないものは、任意様式で作成提出してください。
- 申請書類は返却しません。質問する場合があるので必ず写し(控え)を保管ください。
- 申請書類は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。

[様式は「しながわシティラボ(専用ホームページ) <https://shinagawa-citylab.jp/>」から、ダウンロードできます]

3. 応募方法

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会あて、提出書類一式を原則メールで送付してください。

(事務局:品川区企画経営部企画課内)

※送付先アドレス:kikaku-sdgs@city.shinagawa.tokyo.jp

※添付データは 7MB を目安にお送りください。容量が大きい場合、メールを複数に分けてご送付ください。

※経営分析資料等、メール提出により難しいものは郵送等(「13. 提出・お問合せ先」参照)で送付してください。その際は必ずメールでその旨お知らせください。

4. 申請できる企業・団体等

以下(1)から(4)のいずれかに該当し、(5)の条件を満たす企業・団体等

- (1) 日本国内にて次の法人格を取得している団体
一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、
特定非営利法人(NPO法人)
- (2) 中小企業: 中小企業基本法に基づく中小企業者
ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1を占めている会社は含まないものとする。
- (3) スタートアップ企業: 創業5年以内で国内に拠点を持つ上場していない企業に限る
- (4) 大学、研究機関: 大学、高等専門学校、国立・公設試験研究機関、研究開発を行っている独立行政法人及び公益法人
- (5) 応募時に、過去3年分の財務諸表を提出できる企業・団体等(活動実績が3年に満たない場合は、最低1年以上の財務諸表を提出できる企業・団体等に限る)

<対象とならない企業・団体等>

- ・ 宗教活動または政治活動を目的とするもの
- ・ 暴力団または暴力団の構成員が経営に実質的に関与していると認められるもの
- ・ 区職員または区議会議員等が役員になっているもの

5. 対象となる事業

提案の対象となる事業は、令和8年6月1日から令和9年2月28日までに実施する次の5つ全てを満たす事業とする。

- (1) 区の課題に的確に応える提案であり、区を実証実験のフィールドとする事業

- (2) 公益性のある事業であり、一定の課題の解決や社会的要請に応えることができ、具体的な成果が見込まれる事業
- (3) 予算の見積もりが適正であり、**提案の翌年度以降、助成がなくても提案者によって実施することが可能な事業**
- (4) 先駆性、新しい視点、アイデアなどが含まれており提案者の専門性や強みを生かした事業
- (5) 国や地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業

<上記の条件を満たす事業であっても対象外となる事業>

- ・法令および公序良俗に反する場合
- ・政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- ・単に事業者や商品の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものの場合
- ・提案内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- ・区の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その連携を図ることが適当でないと判断される場合
- ・事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合

6. 助成金額

- (1) 1年目：事業費のうち助成対象経費の5分の4以内で、
1事業あたり上限500万円 ※千円未満切捨
- (2) 2年目：事業費のうち助成対象経費の2分の1以内で、
1事業あたり上限300万円 ※千円未満切捨

※(1)(2)ともに予算の範囲内で交付決定します。申請額満額での交付決定と
ならない可能性があります。

7. 助成対象となる経費

助成事業の実施に必要な経費のうち、次に定める経費が助成の対象です。なお、令和8年4月から実施している事業を6月から申請しても構いませんが、対象経費は6月以降発生する経費のみとなります。

対象項目	説明	具体的内容	参照
旅費	交通費	事業にかかわるスタッフの公共交通費(タクシー代は除く。)	
需用費	消耗品費 印刷費	文具、用紙代等の事務消耗品購入費、 チラシ・ポスター等の印刷代、資料製本代等	
役務費	通信費 保険料	郵送料、通信費、保険料	
使用料及び 賃借料	会場使用料 賃借料	会場使用料 機器・機材の賃借料など	*1
委託料	委託料	会場設営の委託費用、デザイン等の委託費用	*2
人件費		事業を実施するために直接必要な臨時スタッフの人件費 (原則、総事業費の20%以内とする。)	
雑費		少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費	

※企業・団体運営のための継続的経費は対象外です。

※上記経費に該当しない、固定資産の購入経費等は対象外です。

〔対象経費の算出について〕

(*1) 会場使用料の取り扱い

会場使用料についてのみ、申請事業に係る支出であることが明白な場合は、6月1日より前の支出であっても計上可能です。

【例】11月のきゅりあんイベントホール使用料を、予約確定のため半年前の5月に支払う場合

(*2) 人件費の取り扱い

企業・団体構成員に対する支出とみなされる場合は助成対象経費に計上できません。

8. 審査・選考方法

- 第一次審査(書類審査)、第二次審査(プレゼンテーション)を経て選考します。
- 審査・選考は、有識者等で構成する「ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会」で行います。実行委員会の委員の関係する企業・団体等から事業の提案があった場合は、当該委員は当該企業・団体等の提案した事業の審査から除外します。
- 申請された事業は、次の審査基準に照らして行います。

<審査基準>

① 事業目的(必要性)

・事業の目的が明確で、ファンドの目的に合致しているか。

- ・地域ニーズや地域課題、社会課題を正確に理解し、課題に対する具体的な解決策が示されているか。
- ・SDGsに資する事業であるか。
- ② 内容(有効性)
 - ・事業の内容が具体的で、目的と整合したものになっているか。
 - ・事業計画・スケジュールが具体的で、実現可能なものになっているか。
- ③ 実施体制
 - ・実施体制(財務状況、人材、技術等)や責任体制が明確であり、計画的な事業実施が期待できるか。
- ④ 成果
 - ・成果(時期、数値、指標、状態など)が具体的で計測可能なものになっているか。また、適切なアウトカム指標が設定されているか。
 - ・区全体への展開、効果の波及が期待できるか。
- ⑤ コスト
 - ・収支のバランスがとれ、費用の使途は事業目的に対し妥当か。
 - ・積算根拠が具体的かつ妥当に記載されているか。
 - ・資金計画が具体的であり、資金確保が考えられているか。
- ⑥ 将来性
 - ・今後の事業の発展性が期待できるか。
 - ・助成終了後も事業の継続が期待できるか。
 - ・提案事業者の強みや専門性、独自性、先駆性が発揮できる内容であり、またそれが具体的に示されているか。

9. 申請から採択までの流れ

流れ		日時	要件
申請	書類提出	6月30日(火)午後 5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 「2.申請書類」をご確認ください。 ● 記載不備・添付書類不足がある場合は受理できません。
審査・選考	第一次審査 (書類審査)	7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請企業・団体等の出席はありません。 ● 審査結果は、すべての企業・団体等に通知します。 ● 申請内容について、申請企業・団体等に事前に確認を求める場合があります。 ● 第一次審査を通過した企業・団体等には、第二次審査前に、審査会からの確認事項がある場合はその内容について回答していただきます。
	第二次審査 (プレゼンテ	8月上旬 ※8月7日(金)予	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一次審査を通過した企業・団体等から、申請事業の説明・質疑応答をしていただきます。

ーション)	定	<ul style="list-style-type: none"> ● 会場での実施を予定していますが、Web(オンライン形式)で実施する場合があります。 ● 審査日の2週間前を目途に、プレゼンテーション資料を提出いただきます。
助成事業の決定	8月下旬 ～9月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 実行委員会が助成事業を決定し、申請した企業・団体等へ結果を通知します。 ● 助成金は満額認められない場合があります。 ● 交付決定にあたり条件が付される場合があります。
助成金の交付 (概算払)	9月上中旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付時期が前後する場合があります。
事業実施	令和8年6月1日～ 令和9年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成事業を実施します。 ● 実施企業・団体等と実行委員会は、必要に応じて、事業実施の進捗状況等の情報交換を行います。

10. 採択後について

(1) 「ウェルビーイング・SDGs推進ファンド」を活用した事業である旨の記載

ウェルビーイング・SDGs推進ファンドは企業・団体等のみなさまからの協賛で成り立っています。その旨を広く伝えるため、事業実施にあたっては以下を順守してください。

- 当助成で作成した広報物・成果物には、必ず「令和8年度ウェルビーイング・SDGs推進ファンドを活用した事業」である旨を明記してください。
- 事業で作成したチラシやパンフレット等の成果物は、都度、実行委員会に提出してください。
- 「しながわSDGs共創推進プラットフォーム」や区が実施する事業への参加、制度紹介に協力していただく場合があります。

(2) 事業の実施経過の報告

経過報告や実施状況確認へのご協力をお願いすることがあります。事業実施にあたっては、以下を順守してください。

- 当助成で実施するイベントは、開催の2か月前までに実行委員会へ報告してください。実行委員会が視察することがあります。
- 実際の事業実施状況を確認できる記録(動画・写真等)を必ず残し、実行委員会の求めに応じて提出できるようにしてください。
- 年度途中で中間報告を求める場合があります。適切な事業執行・会計管理を徹底し、求められた場合は速やかに対応してください。

(3) 申請内容の変更及び中止等が発生する場合の取扱い

- やむを得ない理由で申請時点と内容が変更・中止が予測される場合には、必ず事前に報告してください。

(4) 実績報告

- 事業終了後、速やかに「事業完了報告書」および「収支決算書」を提出してください。

- 提出の際には、決算の裏づけとなる「領収書等の写し」および「帳簿等」を添付してください。交通費等、領収書を取ることが難しい場合は、内訳を含む支払調書を作成し、添付してください。
- 余剰金や助成対象と認められない経費が発生した場合は、すみやかに実行委員会に返還していただきます。
※助成金交付申請書に沿って、事業の実施期間内に支出した経費が助成対象です。
※実績報告に基づき、最終的な助成金の額の確定をし、既にその額を超える助成金が交付されているときは返還していただきます。

11. 留意事項

- 申請事業の概要、企業・団体名、および審査結果は、「しながわシティラボ」専用ホームページ(<https://shinagawa-citylab.jp/>)や、品川区ホームページ等で紹介します。

12. 提出・お問合せ先

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会事務局（品川区企画経営部企画課内）

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話：03-5742-7864（直通）

メール：:kikaku-sdgs@city.shinagawa.tokyo.jp